

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○平成二十一年東京都告示第千二百三十六号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の十二第三項及び別表第一の規定により知事が別に定める係数等）の一部改正……………一
……………（環境局気候変動対策部総量削減課）……………一

公告

○開発行為に関する工事完了……………一
……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……………二

告示

東京都告示第千二百二十三号

平成二十一年東京都告示第千二百三十六号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の十二第三項及び別表第一の規定により知事が別に定める係数等）の一部を次のように改正する。

令和六年四月四日

東京都知事 小池 百合子

第二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、別表第一の第二欄に掲げる燃料のうち都市ガ

スの一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数は第一号又は第二号の係数とし、当該係数を用いることが困難であるとして知事が認める場合にあつては第三号の係数とする。

一 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）第二十条の第二項の規定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が公表するガス事業者ごとの調整後排出係数

二 知事が別に定めるところにより都市ガス供給事業者（指定地球温暖化対策事業所等（指定地球温暖化対策事業所その他知事が別に定める事業所をいう。以下同じ。）に都市ガスを供給した事業者をいう。以下同じ。）から報告され知事が公表した係数（知事が公表しないこととした場合は、当該報告された係数）

三 別表第一 第二欄に掲げる燃料の区分に応じ同表の第五欄に掲げる係数に十二分の四十四を乗じて得た数その他知事が認める係数

第二条第二項中「平成二十二年東京都条例第二百五号」の下に「。以下「条例」という。」を加え、「〇・〇六〇」を「地域エネルギー供給事業者（条例第十七条の三に規定する地域エネルギー供給事業者をいう。以下同じ。）から提出された条例第十七条の十四の地域エネルギー供給実績報告書に基づき知事が算定し、別に公表した熱排出係数（知事が公表しないこととした場合は、当該知事が算定した熱排出係数）、知事が別に定めるところにより熱供給

事業者（指定地球温暖化対策事業所等に熱を供給した事業者をいう。以下同じ。）から報告され知事が公表した熱排出係数（知事が公表しないこととした場合は、当該報告された熱排出係数）又はその他知事が認める熱排出係数」に改め、同条第三項中「〇・四八九」を「条例第九条の六第二項の規定により知事が公表した電気排出係数、知事が別に定めるところにより電気供給事業者（指定地球温暖化対策事業所等に電気を供給した事業者をいう。以下同じ。）から報告され知事が公表した電気排出係数（知事が公表しないこととした場合は、当該報告された電気排出係数）又はその他知事が認める電気排出係数」に改め、同条第五項第一号口中「（熱の一ギガジュール当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量をいう。以下同じ。）」を削り、同条第七項第一号中「（電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量をいう。以下同じ。）」を削り、同条第九項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同条を同項第八号とし、同項第三号の次に次の四号を加える。

四 条例第五条の十三第一項第三号に掲げる事業所（同号アの量を選択したものに限る。） 同号に規定する本要件に該当した日が属する削減義務期間における基準排出量が決定されたときに当該事業所が規則第四条の十七第二項の規定により選択した連続する三箇年度（当該三箇年度のうちに特定地球温暖化対策事業所の特定温室効果ガス年度排出量が標準的でない）と知事が特に認める年度がある場合にあつては、当該年度を除く二箇年度又は一箇年度）の期間

五 条例第五条の十三第一項第三号に掲げる事業所（同

号イの量を選択したものに限り、同号に規定する本要件に該当した日が属する削減義務期間における基準排出量が決定された年度の三箇年度前から前年度までの期間

六 条例第五条の十三第一項第三号に掲げる事業所(同号ウの量を選択し、削減義務期間の終了年度の当該事業所の基準排出量(以下この号において「過去基準排出量」という。))が条例第五条の十三第一項第一号又は第二号アの方法で算定されているものに限る。

過去基準排出量の算定に係る規則第四条の十七第一項の規定により特定地球温暖化対策事業者が選択した連続する三箇年度(当該三箇年度のうち特定地球温暖化対策事業所の特定温室効果ガス年度排出量が標準的でない)と知事が特に認める年度がある場合にあつては、当該年度を除く二箇年度又は一箇年度)の期間(条例第五条の十三第一項第一号の方法で算定されているものに限る。)

七 条例第五条の十三第一項第三号に掲げる事業所(同号ウの量を選択し、削減義務期間の終了年度の当該事業所の基準排出量が条例第五条の十三第一項第二号イの方法で算定されているものに限る。)

定したときの削減義務期間の開始の年度の三箇年度前から前年度までの期間

附則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の平成二十一年東京都告示第千二百三十六号(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の十二第三項及び別表第一の規定により知事が別に定める係数等)第二条第一項から第三項までの規定は、算定の対象となる年度が令和六年度以後である都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百五十五号。以下「条例」という。)

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

完了した。

令和六年四月四日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 住所及び氏名

立川市一番町二丁目三十七番四、同番七、同番三十及び同番三十一 東大和市中央四丁目九百六十二番地の七 株式会社東京メインランド 代表取締役 竹崎 靖彦

日野市新井一丁目三十番一及び同番二 西東京市北原町三丁目二百二十二号 株式会社アーネストワン 代表取締役 松林 重行

武蔵村山市学園一丁目三十三番二、同番四及び同番二十一 東大和市中央四丁目九百六十二番地の七 株式会社東京メインランド 代表取締役 竹崎 靖彦

青梅市成木一丁目四百三十五番一及び四百三十六番十 埼玉県飯能市大字双柳六百七十八番地七メゾンオリーブD一〇一 松野 順平

立川市上砂町四丁目三十六番三から同番六まで及び同番九から同番十三まで 武蔵野市境二丁目二番二号 株式会社飯田産業 代表取締役 築地 重彦

西多摩郡瑞穂町大字高根字田尻五十番八、同番十及び同番十一 福生市加美平一丁目二十番地十八 株式会社アルハウス 代表取締役 小林 秀彦

青梅市大門一丁目五百二十五番一、五百二十六番一、同番一地先、五百二十七番六から 青梅市師岡町二丁目十九番地の一 萩原 輝雄

同番八まで

昭島市大神町二丁目三百六十五番一、同番一地先及び三百六十六番五（第一工区）

立川市柴崎町二丁目三番八号

近代建物株式会社
代表取締役 新藤 幸男

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

